

平成29年 第11回

戸田市教育委員会定例会

平成29年11月15日（水）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第11回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第35号 戸田市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…1

議案第36号 平成29年度一般会計教育委員会関係12月補正予算（案）について……4

議案第37号 戸田市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について……………5

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成29年12月14日（木）午後4時～

(2) その他

7 閉 会

戸田市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立教育センター条例施行規則（平成 11 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「各号に定める」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 市が主催して行う事業に使用するとき。 免除
- (2) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。 その都度教育委員会
が定める額の減額又は免除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の戸田市立教育センター条例施行規則の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の施設等の使用から適用し、同日前の施設等の使用については、なお従前の例による。

戸田市立教育センター条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第13条に規定する使用料(附属設備の使用料を含む。)の減額又は免除は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1会議室、第2会議室及び編集室の使用料</u></p> <p>ア <u>教育委員会及び市内の小・中学校が主催又は共催して行う事業に使用するとき。 免除</u></p> <p>イ <u>次に掲げる社会教育関係団体が、その事業達成のために使用するとき。 半額減額</u></p> <p><u>文化協会、体育協会、青少年団体連絡協議会、青少年補導員協議会、PTA連合会、連合婦人会、スポーツ少年団、レクリエーション協会その他教育委員会が特に必要と認めた団体</u></p> <p>ウ <u>その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。 その都度教育委員会が定める額</u></p> <p>(2) <u>附属設備の使用料</u></p> <p>ア <u>教育委員会及び市内の小・中学校が主催又は共催して行う事業に使用するとき。 免除</u></p> <p>イ <u>次に掲げる社会教育関係団体が、その事業達成のために</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第13条に規定する使用料(附属設備の使用料を含む。)の減額又は免除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市が主催して行う事業に使用するとき。 免除</u></p> <p>(2) <u>その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。 その都度教育委員会が定める額の減額又は免除</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>使用するとき。 <u>半額減額</u></p> <p><u>文化協会、体育協会、青少年団体連絡協議会、青少年補導員協議会、PTA連合会、連合婦人会、スポーツ少年団、レクリエーション協会その他教育委員会が特に必要と認めた団体</u></p> <p>ウ <u>その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。その都度教育委員会が定める額</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の戸田市立教育センター条例施行規則の規定は、平成30年4月1日以後の施設等の使用から適用し、同日前の施設等の使用については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>様式 (略)</p>

平成29年度 一般会計 教育委員会関係 12月補正予算(案)

(債務負担行為)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
巡回搬送業務 (図書館・郷土博物館)	平成29年度～平成30年度	3,750
図書館窓口業務 (図書館・郷土博物館)	平成29年度～平成31年度	138,447

教育委員提案について

平成29年第11回教育委員会(定例会)

平成29年11月15日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

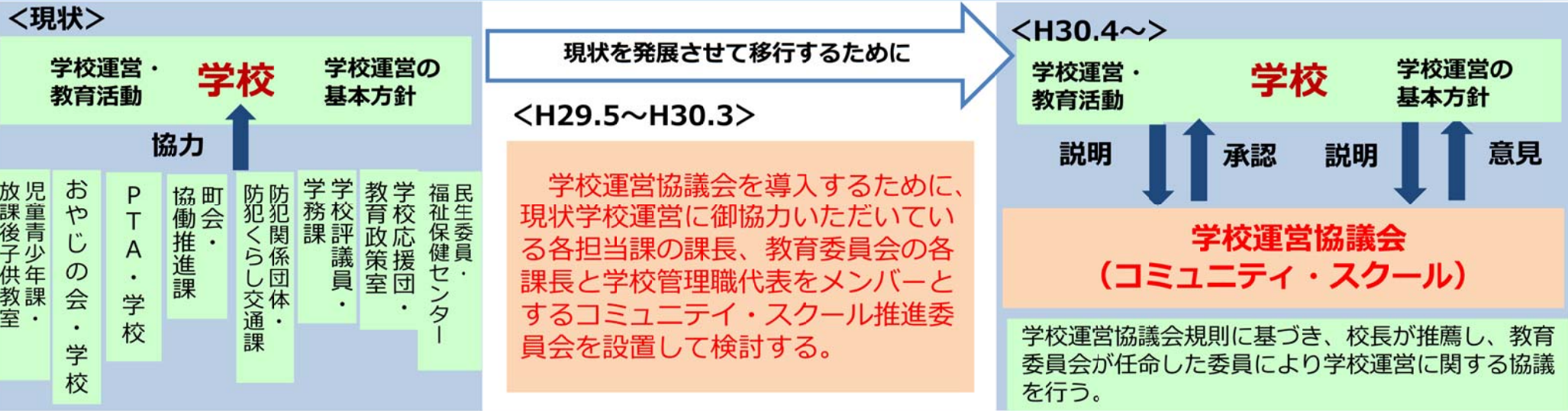
ページ

- ① コミュニティ・スクール推進構想・ビジョンについて（仙波委員）…………… 1
（学務課）
- ② 戸田市小学校英語教育の教科化に向けて（鈴木委員）……………資料なし
（教育政策室）
- ③ 学校給食センターにおける食物アレルギー除去食について（土肥委員）…………… 2
（学校給食課）

戸田市コミュニティ・スクール推進構想

開かれた学校から更に一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供を育む「地域に信頼される学校」から「地域とともにある学校への転換」⇒「コミュニティ・スクールへの発展的移行」

戸田市では、学校評議員制度を初めとして、PTA、学校応援団、おやじの会等と友好的な関係を築いており、保護者や地域の協力を得た教育活動が根付いている。この関係を生かしつつ、今後、学校評議員制度を発展的に解消するとともに、各団体の代表者等による学校運営協議会を組織することで、市内小・中学校のコミュニティ・スクール化について検討を進める。



<平成29年度 タイムスケジュール>

	4月	5月	7月	9月	11月	12月	3月
事務局 (教育委員会)	CS推進委員会設立	委員会開催に関する事務作業	推進委員会進捗管理			学校運営協議会規則作成	
CS推進委員会		第1回推進委員会 (運営方針の決定)	第2回委員会 (制度啓発等)	第3回委員会 (熟議について)	第4回～第5回委員会 (進捗による)		
各 学 校		新任管理職研修 学校管理職研修	管理職研修 啓発研修実施	運営協議会委員の候補者の選定 熟議の実施		学校運営協議会 (プレ)	

教育委員提案③

学校給食センターにおける食物アレルギー除去食について

平成30年度より学校給食センターで「食物アレルギー除去食」の提供を開始する。

対応食材

卵・乳・そば・いくら・キウイ

除去のパターン

- ① 「卵」
- ② 「乳」
- ③ 「卵・乳」

※汁物・煮物・炒め物に対応し、学校配送やフライなど加工品を除く

※そば・いくら・キウイは、給食センターでは使用なし

対象となる児童生徒

○対応食材のみのアレルギーを有する児童生徒

※対応食材以外のアレルギーを有する児童生徒は対象外

学校給食でのアレルギー対応食の提供条件

〈食物アレルギー対応食実施決定基準〉

- ・ 医師の診察・検査により、食物アレルギーと診断されていること
- ・ アレルゲン(原因食品)が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること
- ・ 学校生活管理指導表・食物アレルギー個別取組プランが提出されていること
- ・ 家庭でも原因食品の除去を行う等食事療法を行っていること

弁当持参となる場合

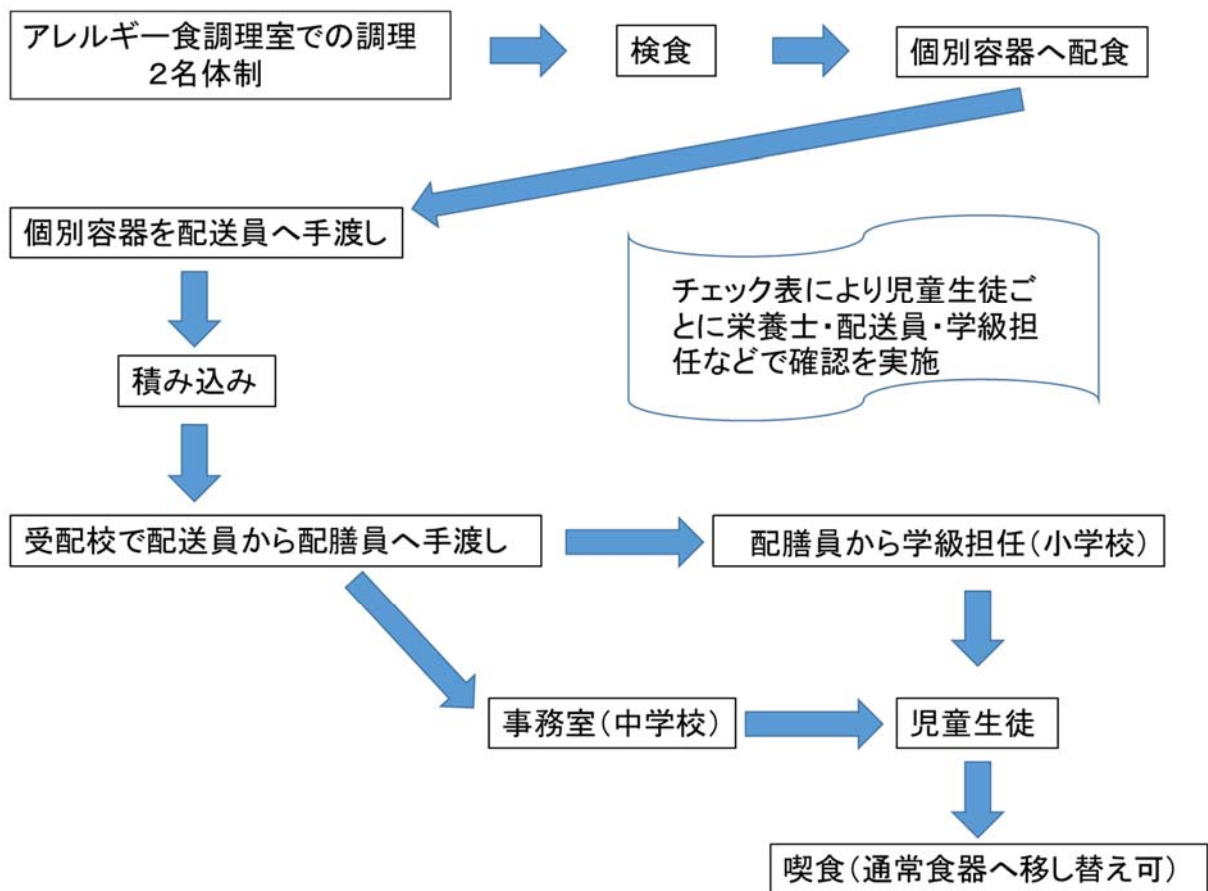
- ・ アレルゲンの種類が多く、予定献立の給食を食べることができないと判断される場合
- ・ アレルゲンとなる食品が給食に使用されており、調理の過程で除去が困難な場合
- ・ アナフィラキシー(エピペン保有者)を有する場合。ただし、医師が給食を喫食できると判断し、学校生活管理指導表に「給食可」等の記載がある場合は除く
- ・ 調味料やコンタミネーションに反応が出る場合

周知方法

新入生・・・各校の就学時健康診断(10月)時に通知・案内を実施

在校生及び既に対応している児童生徒・・・12月に通知・案内を実施予定

除去食の提供方法 フローチャート(案)



- 除去食の無い日は通常給食を提供する
- アレルギー該当食材が出る献立の日は、1食分すべておかわり禁止
- 喫食後、個別容器は別に回収し、アレルギー食調理室で洗浄

報告事項

平成29年第11回教育委員会(定例会)

平成29年11月15日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 戸田東小学校・戸田東中学校の建て替えに伴う実施設計等について……………別紙
(教育総務課)
- ② 中学校選択制による入学希望校申込状況について……………当日配付
(学務課)
- ③ ロビー企画展の開催について……………1
(図書館・郷土博物館)
- ④ その他

戸田東小学校・戸田東中学校の建て替えに伴う実施設計について

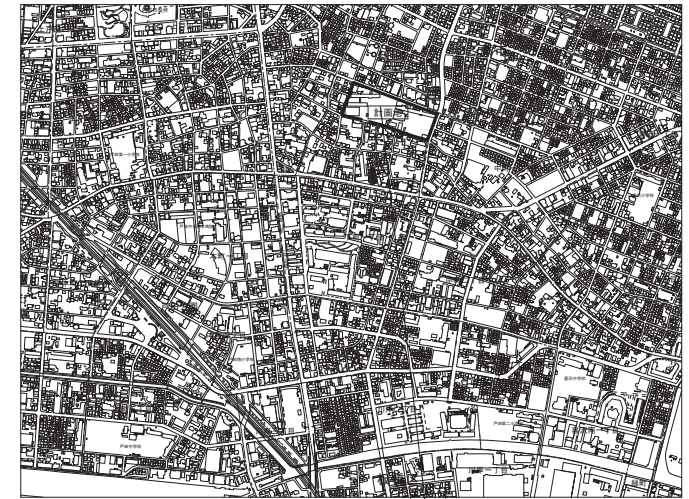
■ 敷地概要

計画名称	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事	建ぺい率	60% + 10% (角地緩和) = 70% (許容建築面積 : 30,453.20㎡ × 70% = 21,317.24㎡)
所在地	埼玉県戸田市下戸田1-3-3 および 1-11-15	容積率	200% (許容容積対象面積: 30,453.20㎡ × 200% = 62,590.0㎡)
敷地面積	30,453.20㎡	前面道路	東側 認定幅員 11m / 法42条1項1号 県道 西側 認定幅員 6m / 法42条1項1号 市道
用途地域	第1種住居地域		南側 認定幅員 6m / 法42条1項1号 市道 北側 認定幅員 11m / 法42条1項1号 県道
都市計画区域	都市計画区域内・市街化区域	日影規制	2.5h / 5m 4.0h / 10m
区域名称	戸田市都市計画区域	高度地区指定	第1種高度地区 (絶対高さ制限 25m)
防火地域	準防火地域		

■ 建物概要 (新築・増築・改修)

項目	新校舎	屋内プール	アリーナ2	武道場	給食棟	給食棟裏り廊下棟
工種	新築工事	新築工事	改修工事	改修工事	改修工事	増築工事
階数	地上4階、地下0階	地上1階、地下0階	地上2階、地下1階	地上2階、地下0階	地上1階、地下0階	地上1階、地下0階
最高の軒高さ	16.00m	4.1m	7.66m	9.00m	4.05m	5.00m
最高の高さ	16.60m	10.5m	12.70m	11.33m	4.90m	5.600m
構造種別	RC造、S造	RC造、S造	RC造、S造	RC造	鉄骨造	鉄骨造
基礎形式	杭基礎	杭基礎	杭基礎	杭基礎	杭基礎	杭基礎
建築面積	5991.21㎡	987.57㎡	1219.00㎡	325.99㎡	335.80㎡	125.80㎡
容積対象面積	18213.94㎡	950.18㎡	1077.49㎡	560.40㎡	335.80㎡	125.80㎡
延床面積	18213.94㎡	950.18㎡	1077.49㎡	560.40㎡	335.80㎡	125.80㎡
その他						
項目	外部倉庫棟 (小学校)	用具庫棟 (中学校)	外部トイレ	災害用井戸 (中学校)	災害用井戸 (小学校)	合計
工種	新築工事	新築工事	既存のまま	既存のまま	既存のまま	-
階数	地上1階、地下0階	地上1階、地下0階	地上1階、地下0階	地上1階、地下0階	地上1階、地下0階	地上4階 (最高)
最高の軒高さ	3.30m	3.30m	3.30m	2.00m	2.00m	16.60m (最高)
最高の高さ	3.30m	3.30m	2.80m	2.00m	2.00m	16.00m (最高)
構造種別	RC造	RC造	RC造	軽量鉄骨造	軽量鉄骨造	-
基礎形式	べた基礎	べた基礎	べた基礎	布基礎	布基礎	-
建築面積	100.00㎡	35.00㎡	27.32㎡	9.28㎡	9.17㎡	9166.14㎡
容積対象面積	100.00㎡	35.00㎡	27.32㎡	9.28㎡	9.17㎡	21517.58㎡
延床面積	100.00㎡	35.00㎡	27.32㎡	9.28㎡	9.17㎡	21517.58㎡
その他						

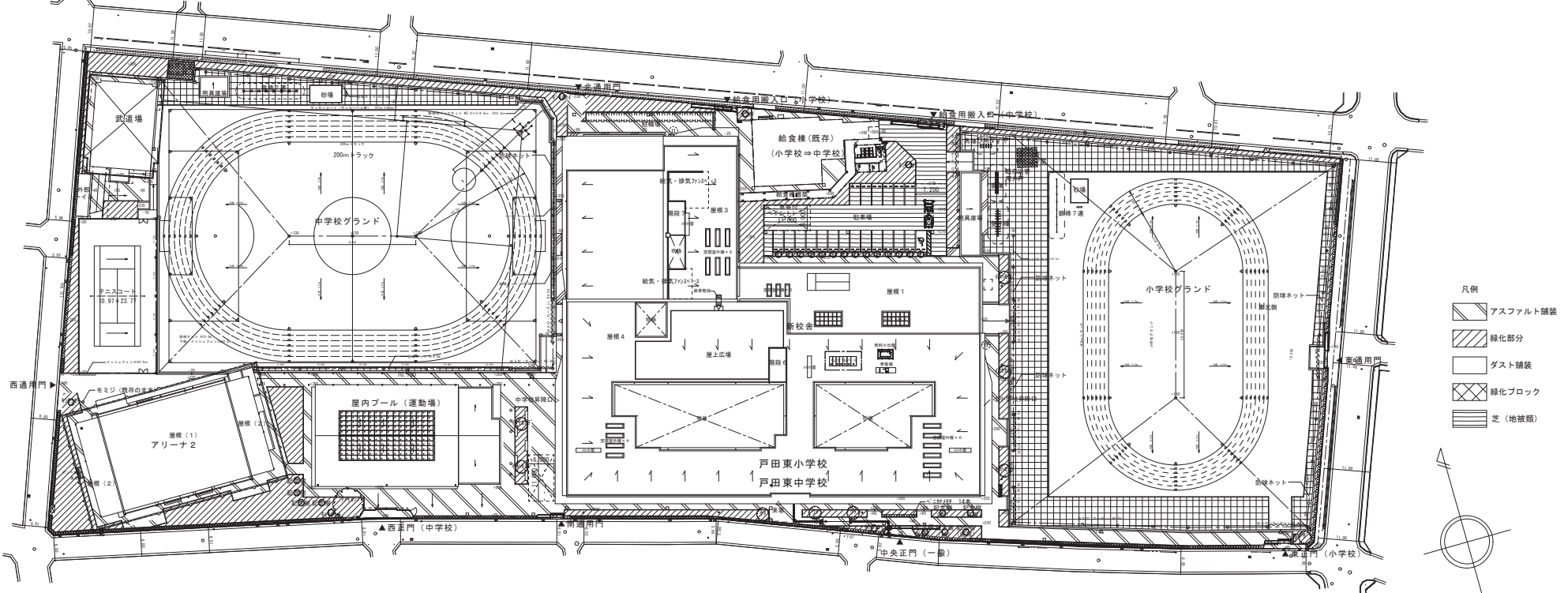
■ 案内図 S=1/6000

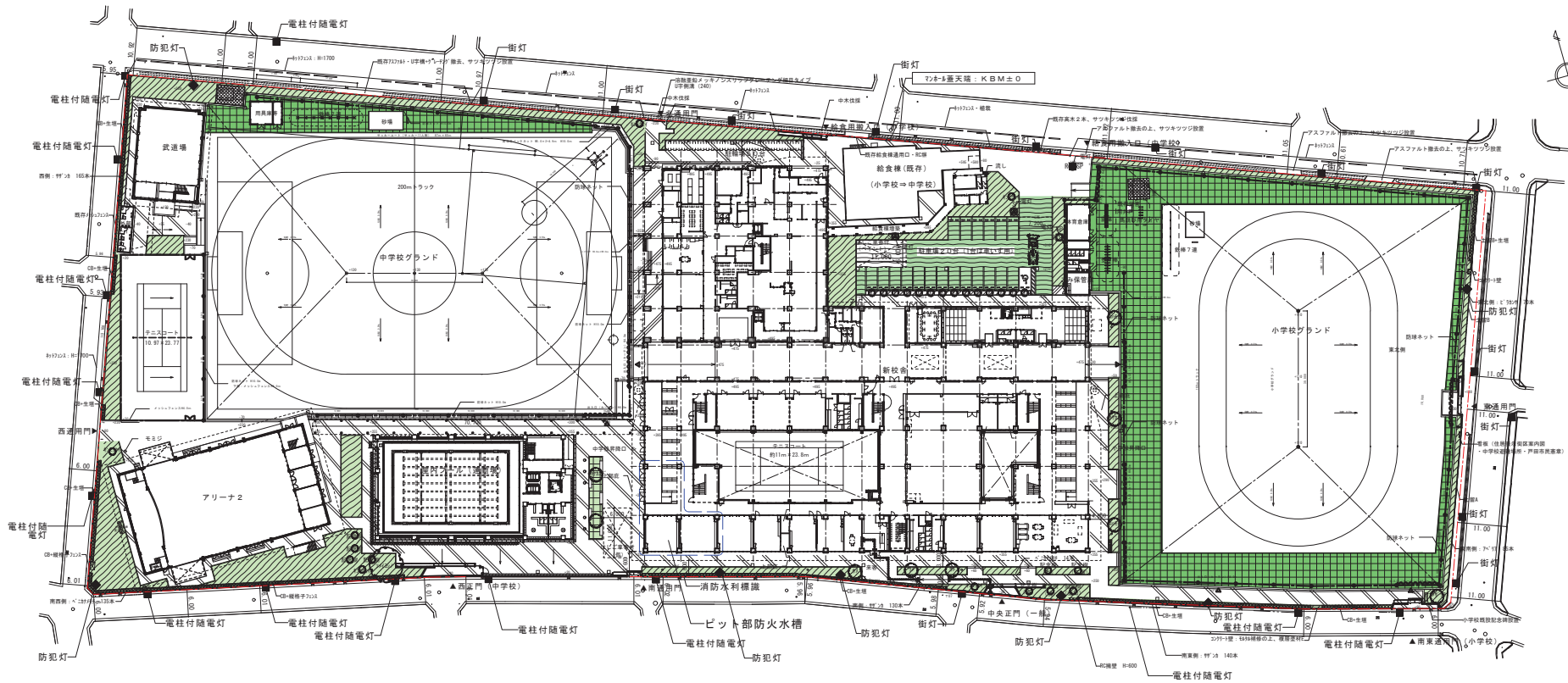


工事場所: 戸田東小学校および戸田東中学校
所在地: 埼玉県戸田市下戸田1-3-3及び1-11-15



■ 事業完了時配置図 S=1/500

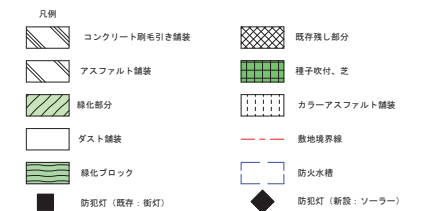


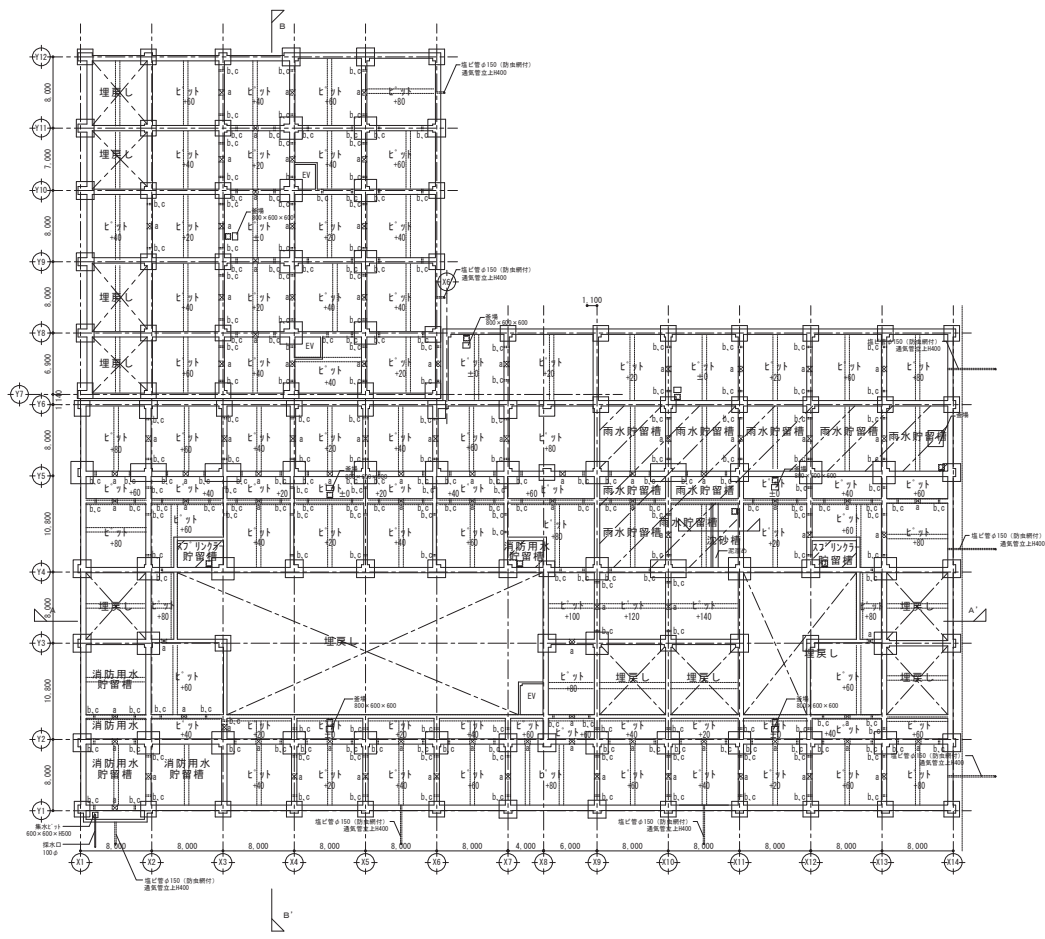


出入口	開口幅 (mm)	出入口から隅切りまでの距離 (mm)			
		北側	東側	南側	西側
中央正門	6,000		95,455		198,856
南東通用門	3,060		5,595		291,598
東通用門	4,000	45,598		43,000	
給食用搬入口 (小学校)	5,240		135,117		159,069
給食用搬入口 (中学校)	6,000		86,109		207,318
北通用門	2,500		180,226		116,700
西通用門	4,000	76,937		34,155	
西正門	8,000		213,700		76,759
南通用門	3,000		178,048		119,280

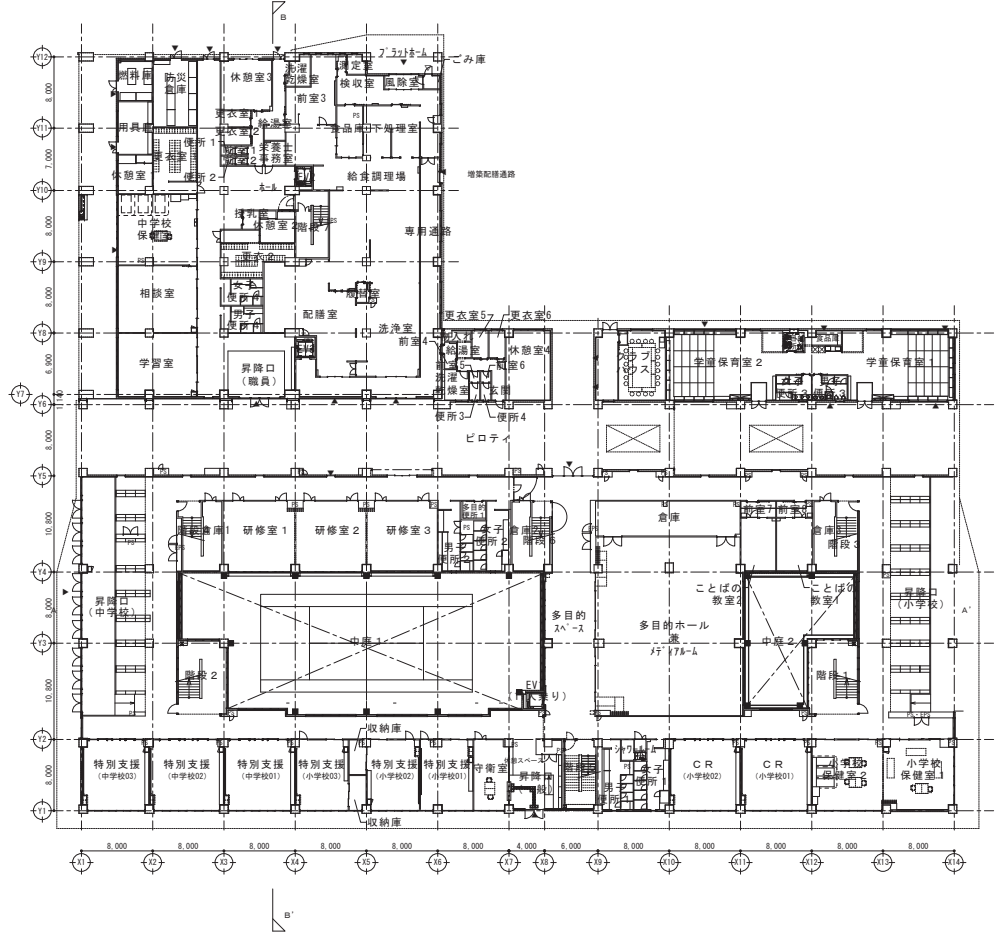
■防犯灯数	
既存街灯	25箇所
新設防犯灯	7箇所
合計	32箇所
自動車駐車施設	4箇所

■自動車及び自転車駐車施設台数	
自動車 (一般)	19台
自動車 (車いす)	1台
合計	20台
自転車	50台



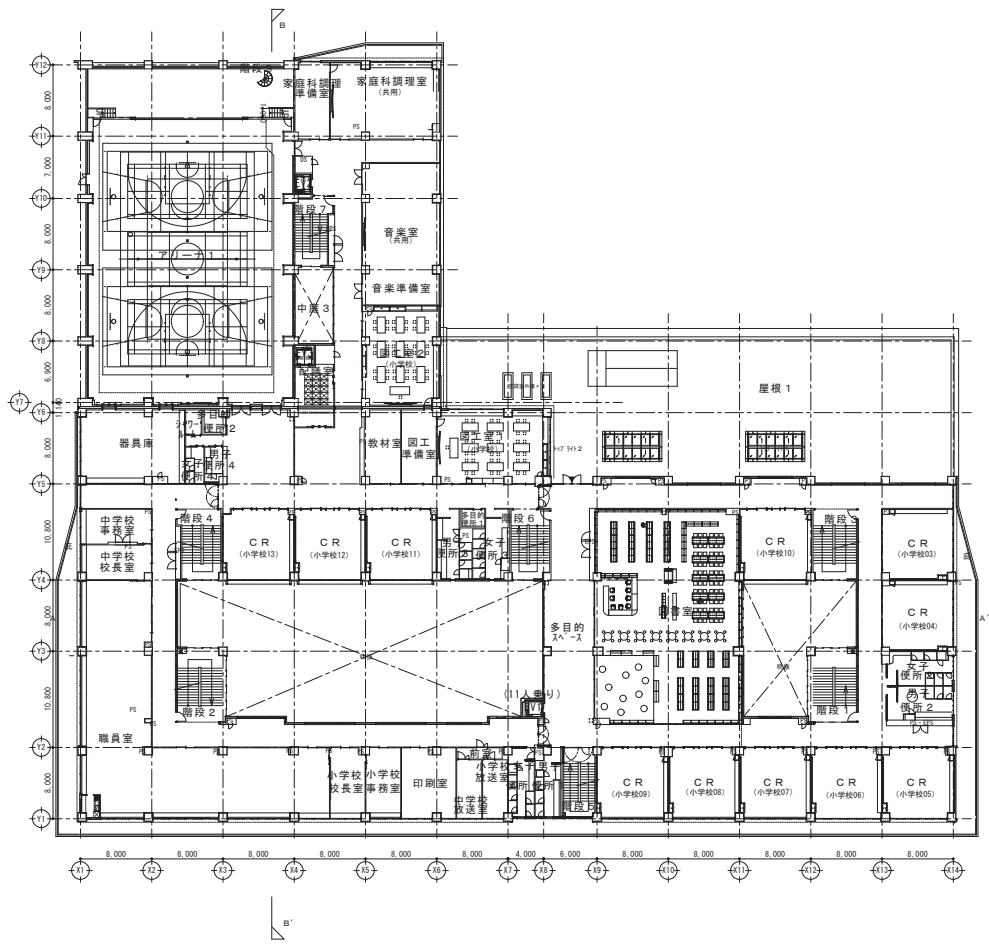


ビッド平面図

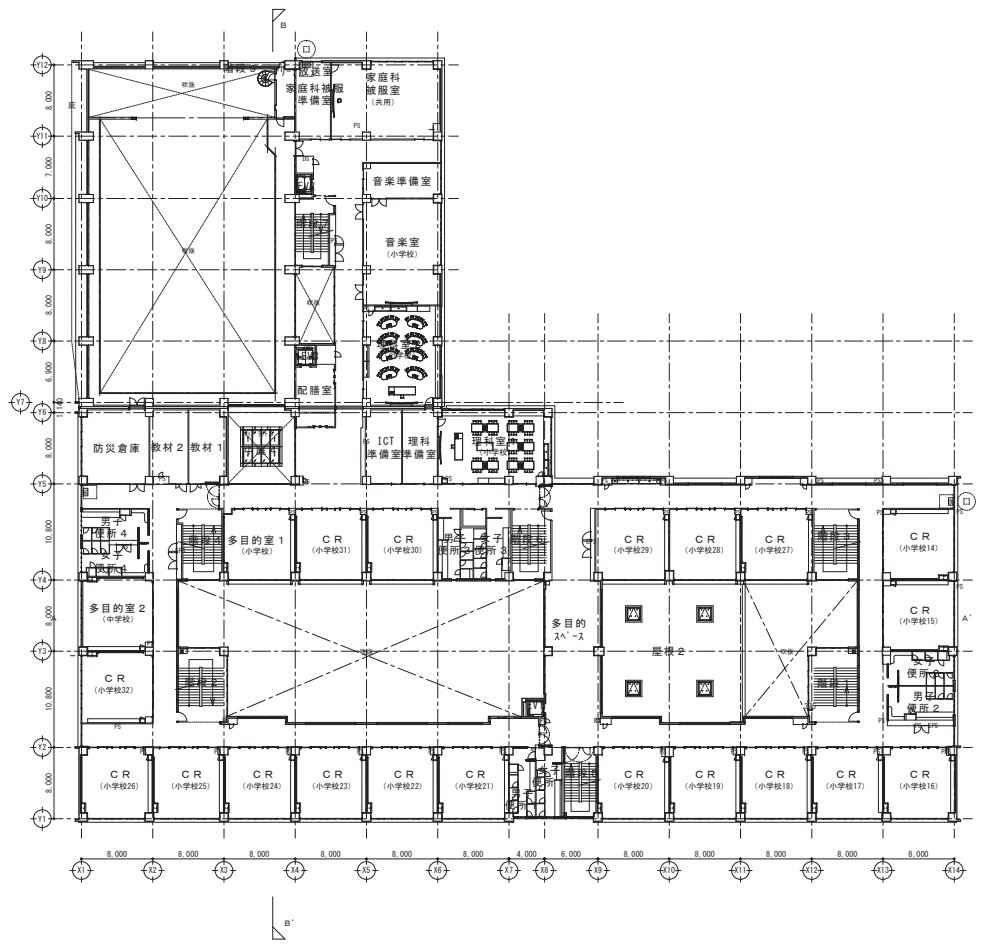


1階平面図



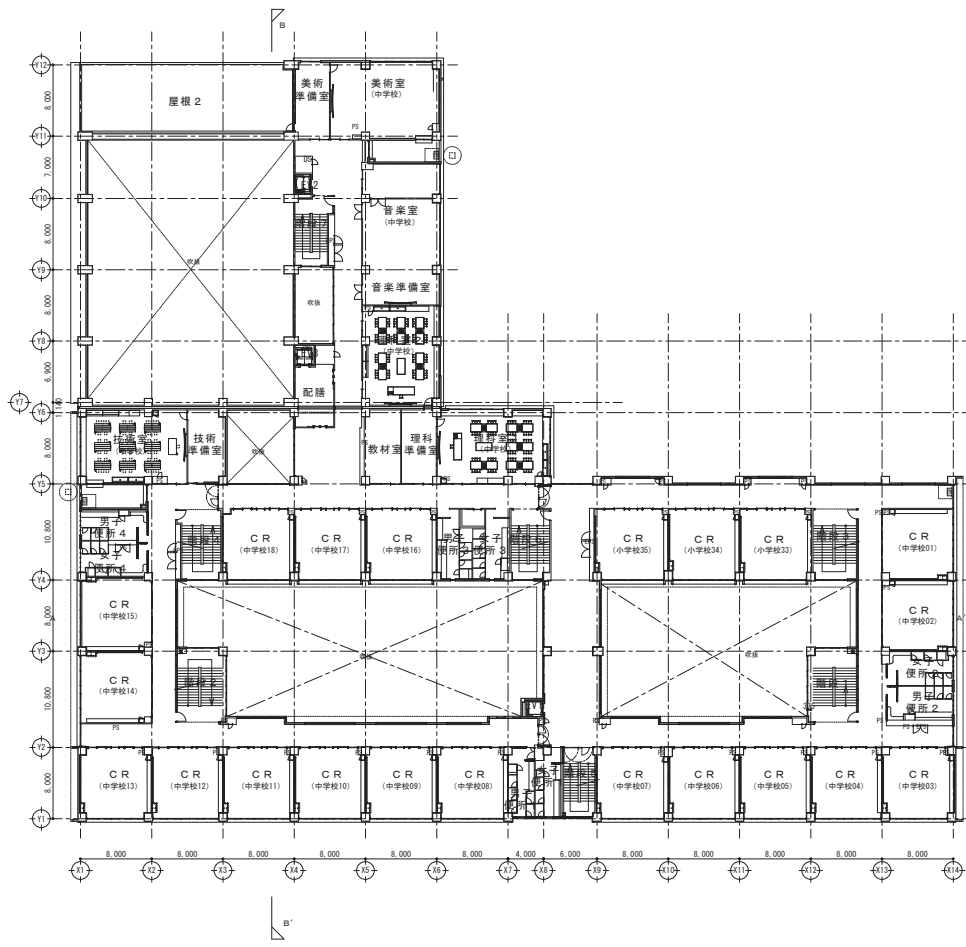


2階平面圖

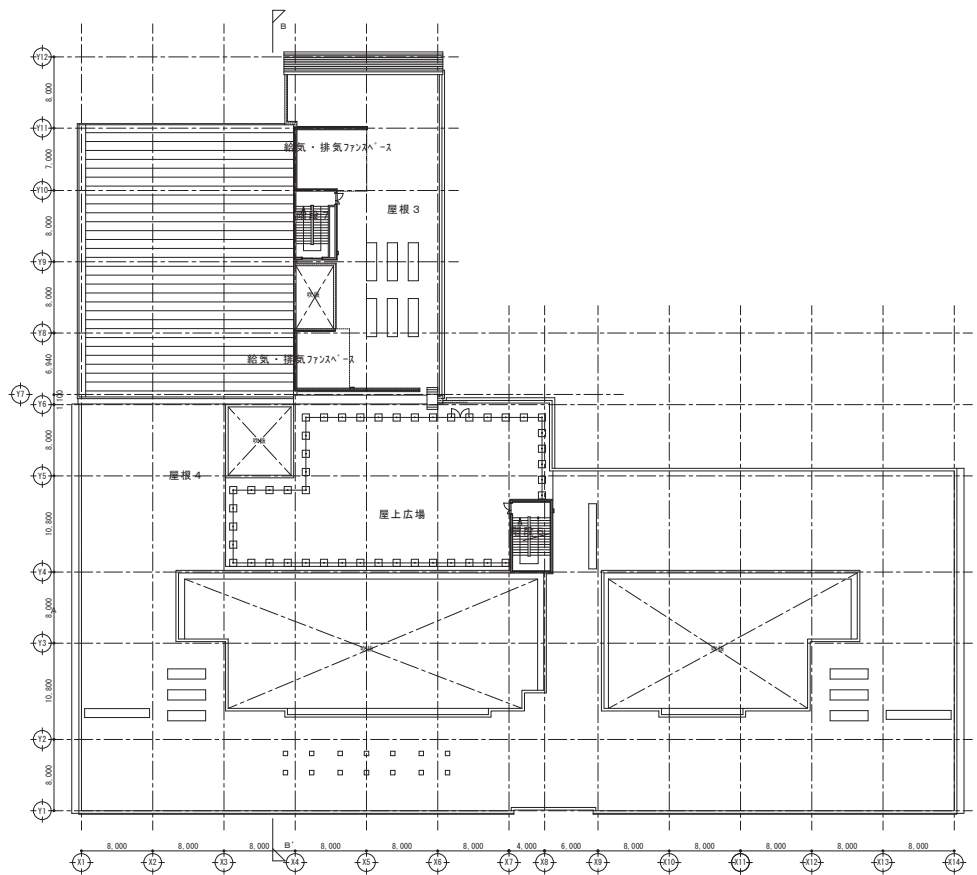


3階平面圖





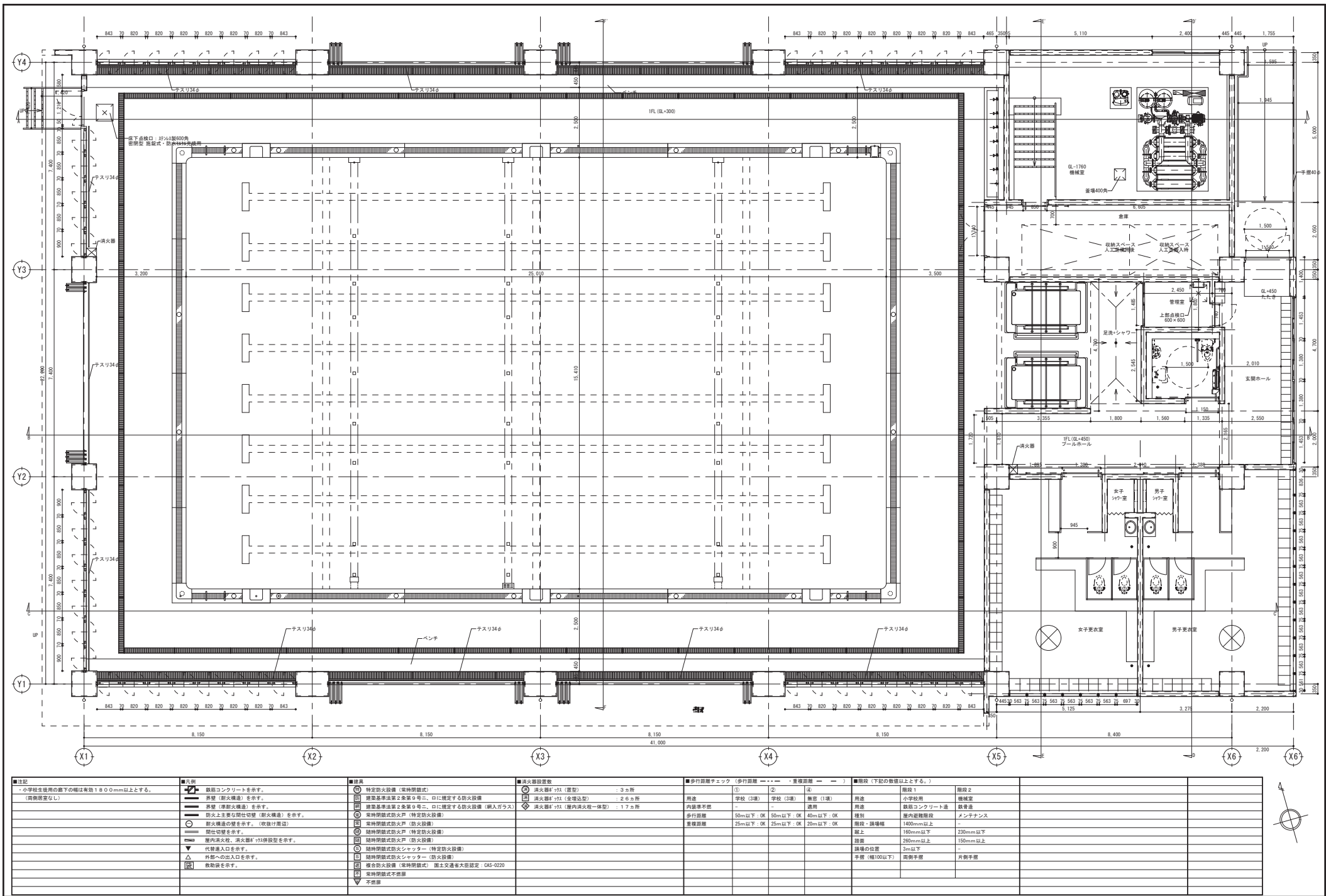
4階平面図



R階平面図







■注記

- ・小学生使用の廊下の幅は有効1800mm以上とする。
- (両側扉なし)

■凡例

- 鉄筋コンクリートを示す。
- 構造 (耐火構造) を示す。
- 構造 (非耐火構造) を示す。
- 防火上主要な開口切替 (耐火構造) を示す。
- 耐火構造の壁を示す。(取付け位置)
- 開口切替を示す。
- 屋内外消火栓、消火器の取り付け位置を示す。
- 代客出入口を示す。
- 外部への出入口を示す。
- 取壊部を示す。

■器具

- 特定防火設備 (常時閉鎖式)
- 建築基準法第24条第2号ニ、ロに規定する防火設備
- 建築基準法第24条第2号ニ、ロに規定する防火設備 (網入ガラス)
- 常時閉鎖式防火戸 (特定防火設備)
- 常時閉鎖式防火戸 (防火設備)
- 随時閉鎖式防火戸 (特定防火設備)
- 随時閉鎖式防火戸 (防火設備)
- 随時閉鎖式防火シャッター (特定防火設備)
- 随時閉鎖式防火シャッター (防火設備)
- 複合防火設備 (常時閉鎖式) 国土交通省大臣認定 CAS-0220
- 常時閉鎖式不燃扉
- 不燃扉

■消火器設置数

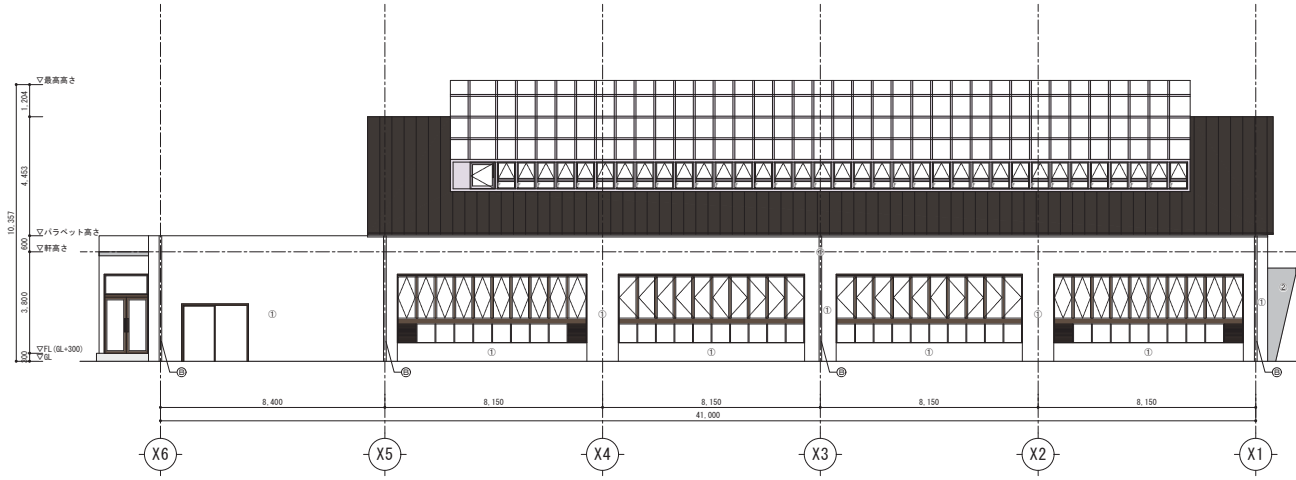
- 消火器の種別 (型式) : 3カ所
- 消火器の種別 (全等込型) : 2カ所
- 消火器の種別 (屋内消火栓一体型) : 1カ所

■歩行距離チェック (歩行距離 --- ・重複距離 ---)

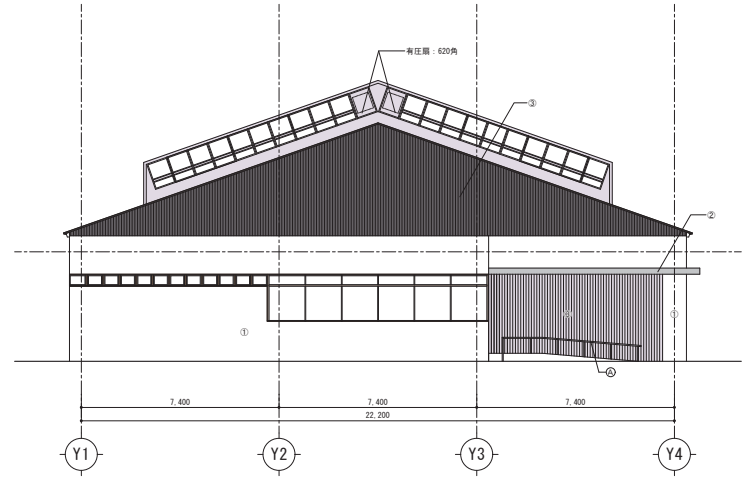
	①	②	④
用途	学校 (3棟)	学校 (3棟)	雑居 (1棟)
用途	-	-	遊育
歩行距離	50m以下: OK	50m以下: OK	40m以下: OK
重複距離	25m以下: OK	25m以下: OK	20m以下: OK

■階段 (下記の数値以上とする。)

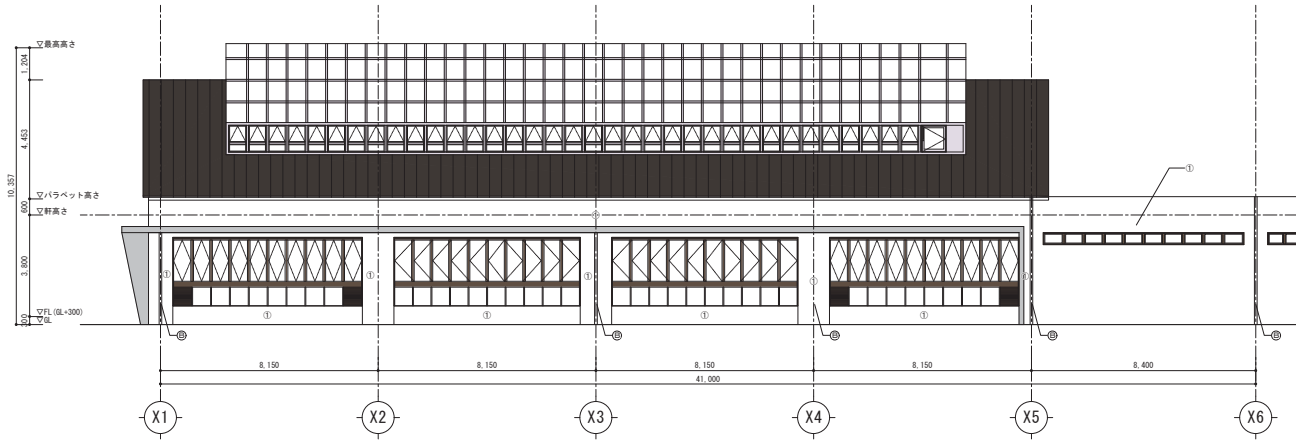
	階段1	階段2
用途	小学校用	機械室
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
種別	室内避難階段	メンテナンス
階段・護欄幅	1400mm以上	-
廊上	160mm以下	230mm以下
踊上	260mm以上	150mm以上
踊下の位置	3m以下	-
手摺 (幅100以下)	両側手摺	片側手摺



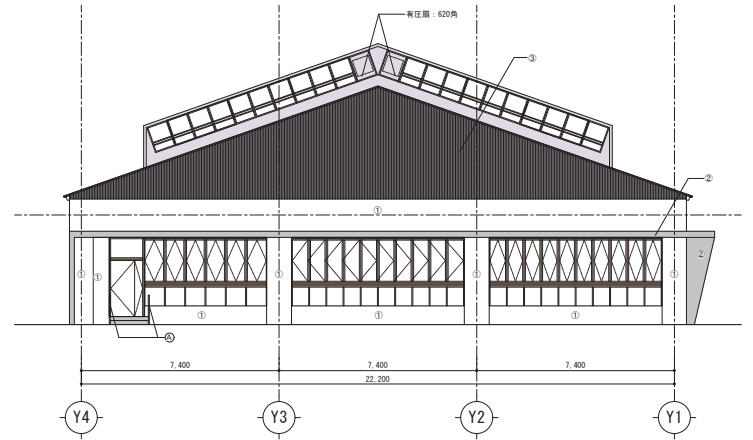
北側立面図



東側立面図



南側立面図



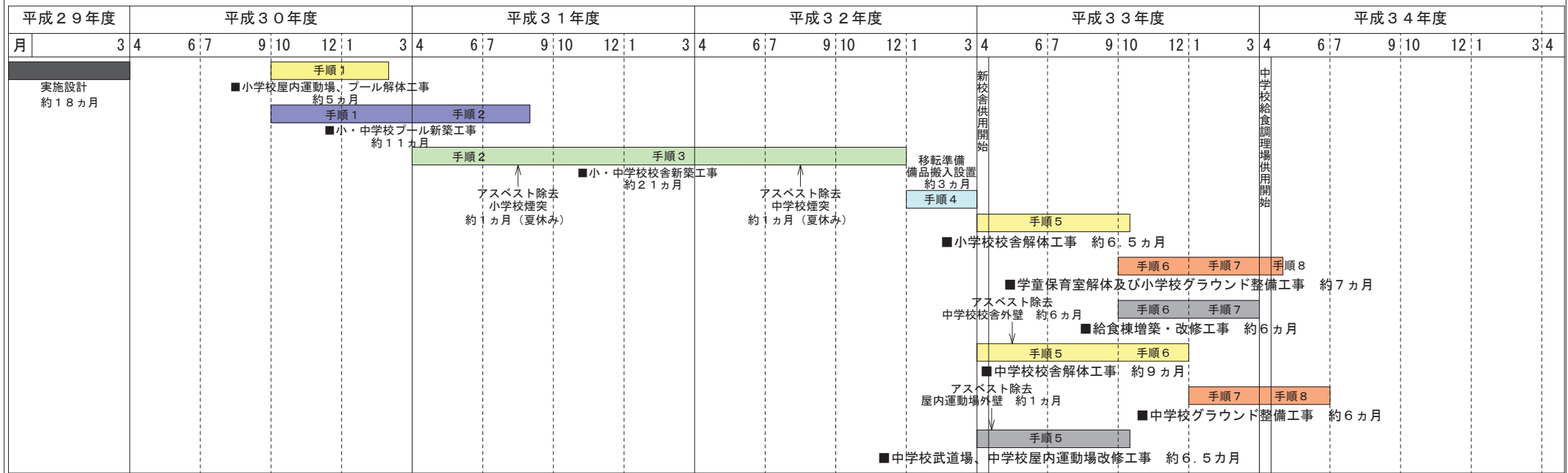
西側立面図

符号	仕上
①	標準塗材E
②	コンクリート打放しの上撥水剤
③	塗装メンテナンス2S (軽集積骨下地ボード張りの上)
④	アクリル樹脂防水
⑤	
⑥	アルミ手摺
⑦	塩ビ製壁柱100φ
⑧	

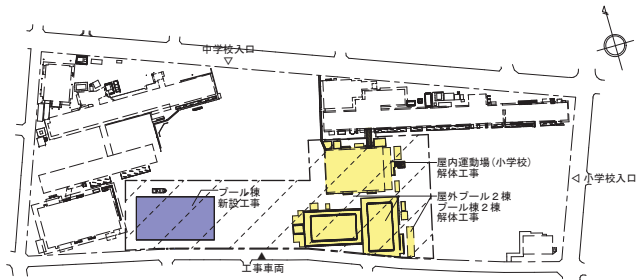
N: 9 R: 235 G: 235 B: 235	8. 9FR2 3/0.6 R: 62 G: 56 B: 53	5. 40V/B. 7/0 R: 225 G: 216 B: 228
N: 7.5 R: 185 G: 185 B: 185	6. 6FR3 3/1.8 R: 95 G: 79 B: 66	1. 184/0.2 R: 102 G: 97 B: 102

(1) 工事手順図

※本図は設計中のもので、今後変更が生じる可能性があります。

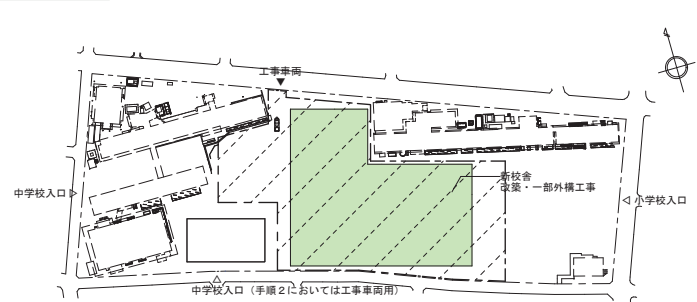


手順1 プール棟建設工事（一部外構整備）
屋内運動場(小学校)、屋外プール（プール棟含む）解体工事



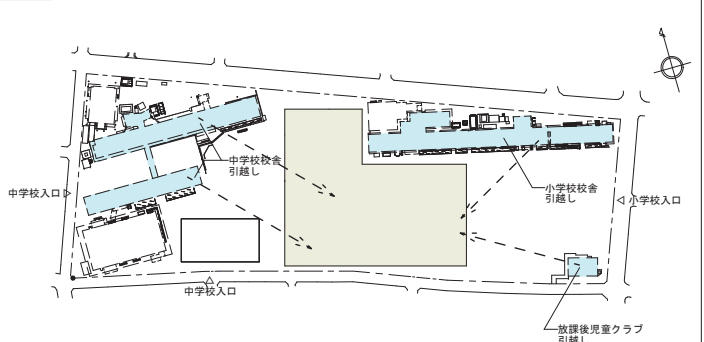
斜線部：工事エリアを示す。

手順2、3 新校舎建設工事（一部外構整備）

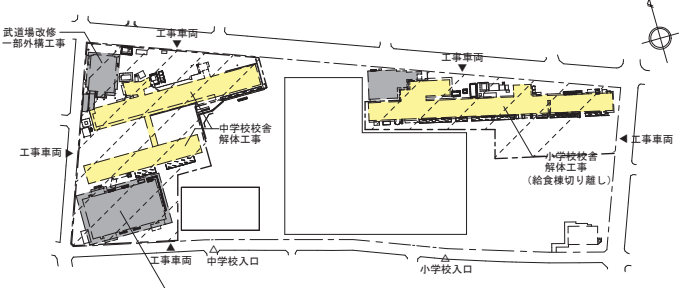


斜線部：工事エリアを示す。

手順4 小学校、中学校、学童の移転準備及び備品搬入設置

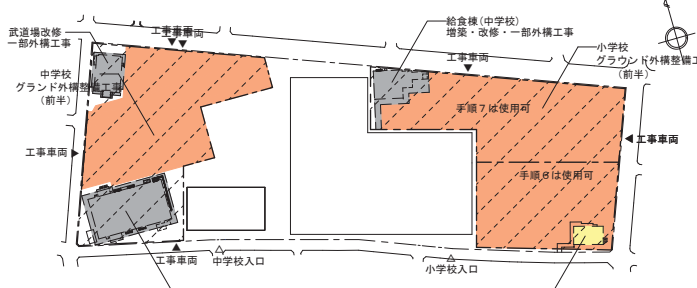


手順5 既存小学校・中学校校舎、学童解体工事
既存武道場・屋内運動場（中学校）改修工事（一部外構整備）



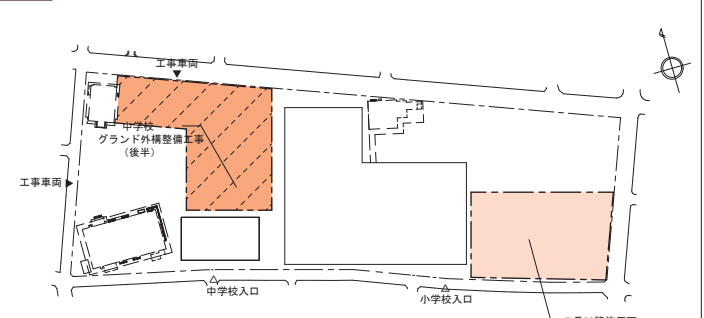
斜線部：工事エリアを示す。

手順6、7 給食棟（中学校）増築・改修工事
小学校・中学校グラウンド外構整備工事



斜線部：工事エリアを示す。

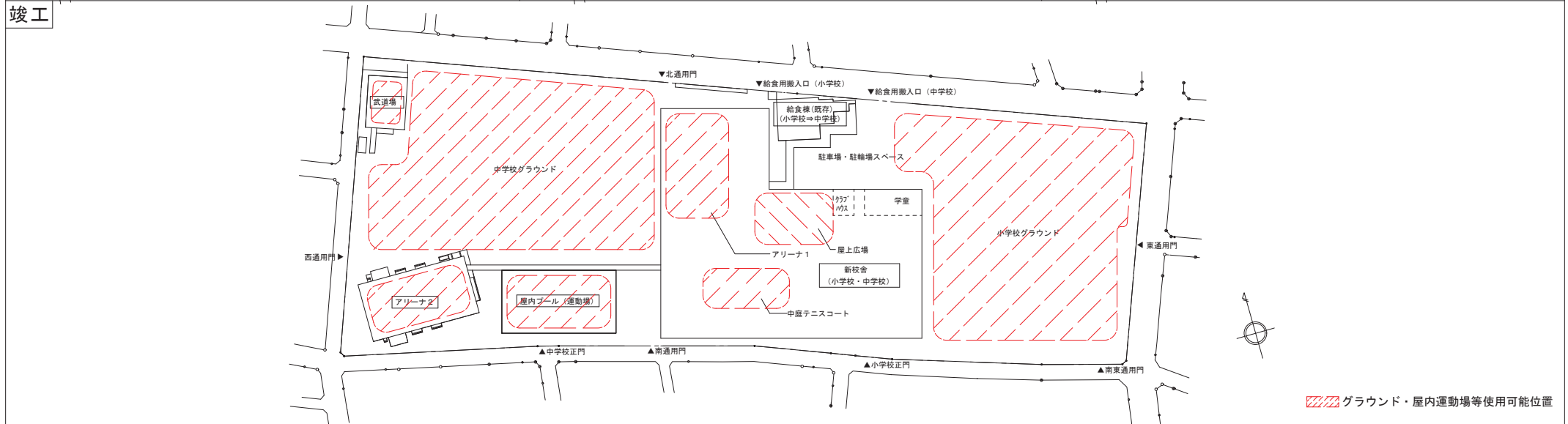
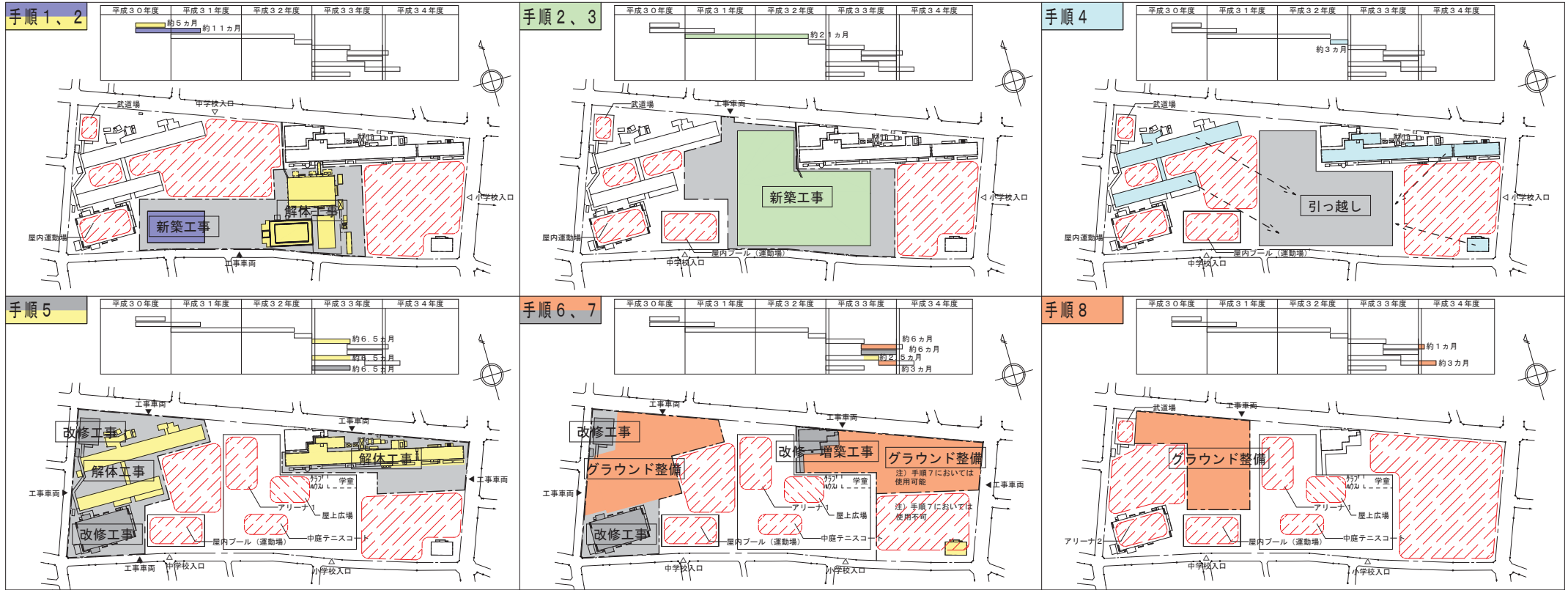
手順8 小学校・中学校グラウンド外構整備工事



斜線部：工事エリアを示す。

(2) グラウンド使用手順図

※本図は設計中のもので、今後変更が生じる可能性があります。



グラウンド・屋内運動場等使用可能位置

戸田東中 工事期間中の運動部活動場所

	部活名	活動場所		移動手段
		平日	土日	
1	サッカー（男）	喜沢小グラウンド 惣右衛門サッカー場※4～10月	他校との練習試合等	自転車
2	野球（男）	戸田東小グラウンド 新田球場他※4～10月	新田球場他 他校との練習試合等	自転車
3	陸上（男女）	戸田第一小グラウンド	戸田市スポーツセンター	徒 歩
4	バスケット（男）	戸田東小グラウンド 体育館(戸田東中) 東部福祉センター	体育館（戸田東中）	徒 歩
5	バスケット（女）		体育館（戸田東中）	
6	バドミントン（男）	喜沢小体育館 体育館(戸田東中) 東部福祉センター 戸田東小グラウンド	体育館（戸田東中）	自転車
7	バドミントン（女）		体育館（戸田東中）	
8	卓球（男）	戸田東小グラウンド 喜沢小体育館 体育館（戸田東中） 東部福祉センター	体育館（戸田東中）	自転車
9	バレーボール（女）	体育館（戸田東中） 東部福祉センター	体育館（戸田東中）	徒 歩
10	ソフトテニス（女） H33年度のみ	新校舎の中のコート 中町テニスコート	新校舎の中のコート	徒 歩

- ・各部活で共通して使用する施設はローテーションで使用する。
- ・新田球場及び惣右衛門サッカー場へのバス移動については事務局で検討していく。

戸田東小学校・戸田東中学校建て替えに関する Q & A

1 小中一貫校の設置について

Q 1-1 なぜ戸田東小学校・戸田東中学校の建て替えを行うことになったのですか。

A

市で公共施設の老朽化について平成 26 年度から調査を行った結果、平成 27 年秋に、概ね 10 年以内に建て替えが必要な建物に戸田東小学校及び戸田東中学校が該当することが判明しました。その後、戸田東小学校の児童数の急激な増加による教室不足の問題等も検討する中で、可能な限り早い段階で建て替えを行う必要があるという結論になり、平成 28 年 6 月議会に設計予算を計上しました。

Q 1-2 小中一貫校になることで、今までと何が変わるのですか。

A

本市では、平成 26 年度から、各中学校区を単位として、9 年間を見通した「目指す児童生徒像」、「重点目標」を定め、学力向上や生徒指導、行事等における小・中学校間の交流などの小中一貫教育の取組を推進してきました。その中で、戸田東中学校区においては、戸田東中学校、戸田東小学校及び喜沢小学校の 3 校の枠組みで取組を進めてきました。

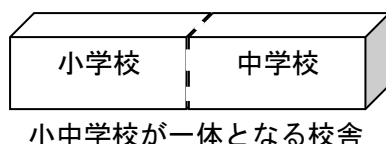
今回の戸田東小学校・戸田東中学校の建て替えに伴い、戸田東小学校・戸田東中学校は施設一体型の「小中一貫型小学校・中学校（小中一貫校）」として設置することで、今まで以上に小・中学校の連携が促進される等、教職員の意識改革や学校組織の活性化にもつながり、これまで進めてきた小中一貫教育の取組が、より一層深まっていくと考えています。

Q 1-3 施設一体型と施設分離型の小中一貫校の違いは何ですか。

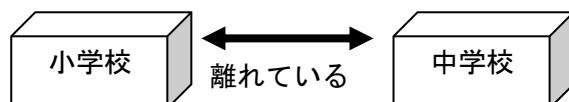
A

施設一体型とは小・中学生が同じ施設の中で、施設分離型とは別々の施設の中で教育活動を行うものですが、どちらも小学校、中学校の組織としては別々に運営する形となります。また、建物の形態は違いますが、いずれも、児童生徒や教職員等が交流・連携し、様々な取組を実践しながら、児童生徒のより良い成長のために 9 年間を見通した学習指導や生徒指導等による小中一貫教育を行います。

【施設一体型小中一貫校】



【施設分離型小中一貫校】



Q 1-4 なぜ施設一体型の小中一貫校をつくることになったのですか。

A

戸田東小学校、戸田東中学校の老朽化により改築時期を迎える中で、同時に改築を行うことでコスト削減が図られることや、従来から取組を進めている小中一貫教育をより効果的に推進するための施設整備ができる点なども踏まえて、施設一体型の小中一貫校を設置することが望ましいと判断いたしました。

なお、国の小中一貫教育の成果に関する先行研究では、施設分離型よりも施設一体型の方が、より多くの小中一貫教育の成果が表れているとの結果が示されています。

Q 1-5 喜沢小学校だけ離れています、不利益が生じないか心配です。

A

国の定める学習指導要領に沿って学習指導を行うため、学校によって学習する内容に違いが出ることはありません。また、喜沢小学校から戸田東中学校へ入学する生徒について、学校生活面への適応に課題が生じることのないよう、準備委員会（教育委員会、各校長を中心とし、施設整備に関わる担当課で構成された組織）で十分に検討いたします。

例えば、戸田東中学校、喜沢小学校、戸田東小学校の3校、あるいは喜沢中学校、戸田第二小学校を含めた下戸田地区の小・中学校で共通の目標を定め、学習の進め方などの取組を共有化することが考えられます。また、戸田東小・中学校の教職員が連携して授業を行う等の取組に当たっては、喜沢小学校との連携も含めて取組を進めていくことなども考えられます。

いずれにしても、本市では中学校選択制を取り入れていますので、どの小学校からどの中学校に進学しても生徒に不利益が生じないよう、戸田市の教育振興計画及び学習指導要領等に則った上で、各中学校区での特色を生かした小中一貫教育を進めてまいります。

2 小中一貫教育について

Q 2-1 小中一貫教育とは何ですか

A

小中一貫教育は、小学校 6 年、中学校 3 年に分かれている義務教育 9 年間で連続した期間として考え、一貫した教育課程を編成し、継続的な指導のもと、確かな学力、豊かな人間性及び健康・体力などを育むものです。その効果として、中学校進学に不安を覚える児童や非行問題行動の減少、学習意欲や授業の理解度の向上など、いわゆる「中 1 ギャップ」の緩和などの効果が期待されます。その他、知・徳・体の総合的な成長が期待されます。

Q 2-2 小中一貫校となることで、教員の配置はどのようになりますか。

A

教員の配置については、埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準に定められており、学級数に応じて、教職員の人数が決まります。その他に、様々な教員の加配もありますので、配置については、県にも働きかけていきます。

Q 2-3 校舎が一つになることで、チャイムや特別教室の利用はどのようにしていくのですか。

A

先行事例では、ノーチャイム制の導入、小・中学校の授業交流を実現するために授業開始時刻を一部揃えることや昼休みを合わせるなどの工夫をしております。それらを参考に児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、小・中学校長間で調整して取り組んでまいります。

特別教室の利用は、基本的には、小・中学校別々の教室となりますが、一部、小・中学校で共有して利用する特別教室もあります。小・中学校で連携を図りながら利用することとなります。

Q 2-4 現在も実行中の戸田市での小中一貫教育の内容はどのようなものですか。また、一体校によって実施される予定の小中一貫プログラムはどのようなものなのですか。

A

既に実行中のものとしては、市全体で英語教育に関する 9 年間の一貫したカリキュラムを作成し、実施しています。今後も、効果的な小中一貫カリキュラムについての研究を進めていきます。

新校舎が完成した際には、これまでの取組の成果を踏まえつつ、戸田東中学校区（戸田東中・戸田東小・喜沢小）を小中一貫教育の知の拠点として、効果的な小中一貫教育の在り方について研究を進めていきます。

3 学校施設の建設について（建設内容）**Q 3-1 校舎やプールなど、現在ある建物は全て解体するのですか。**

A

戸田東中学校の体育館、武道場及び戸田東小学校の単独給食調理場は、様々な観点からの調査の結果、改修して使用することになりました。現在の校舎は、新校舎が建設された後に解体を行う予定です。なお、戸田東小学校・戸田東中学校のプール及び戸田東小学校の体育館の解体は、平成 30 年秋から開始する予定です。

Q 3-2 校舎はどのような計画で建てるのですか。

A

平成 28～29 年度に設計業務、平成 30～32 年度に建設、平成 33 年 4 月から使用する予定で進めています（グラウンド整備と改修は平成 33 年度）。児童生徒が現在の校舎で生活しながら新校舎を建設するため、現在の敷地の中で建て替えを行います。敷地における校舎、グラウンド、校舎内の普通教室や特別教室の配置は、概ね、基本設計にて決定しました。各教室内の仕様や校庭の外構などの設計の詳細については平成 29 年度からの実施設計で決定していきます。

Q 3-3 現在の学童保育室はどうなるのでしょうか。

A

新しい校舎の別棟に新たな学童保育室を建設し、移設する予定です。受け入れ人数も現在よりも拡大する予定です。新しい校舎ができるまでは、現在の学童保育室をそのまま使用します。

Q 3-4 図書室はどのような形となりますか。

A

小・中学校兼用で、普通教室約 6 教室分の大きな図書室となります。図書室内に学習スペースなども設ける予定です。

Q 3-5 エレベーターの整備や段差への対応はされますか。

A

学校敷地内の段差を極力解消し、設計は基本的にバリアフリーに対応しています。また、各階にエレベーターを 2 箇所、多目的トイレを 1 箇所以上設ける予定です。

Q 3-6 敷地内にランニングコースを設置する予定はありますか。

A

敷地の内側を周回できるコースを設ける予定です。

Q 3-7 放課後子ども教室は実施する場所がありますか。

A

新しい校舎においても、引き続き放課後子ども教室を実施していく予定です。開催場所等については、今後、学校とも調整していきます。

Q 3 - 8 「可動床プール」について、他の学校施設の事例でコストやメンテナンス、故障などが心配です。どのように考えていますか。

A

コストについては、ランニングコストを含めるとプールを二つ設置する場合と同等程度となっておりますが、小中二つのプールを設置した場合の校庭の広さの確保、また屋上に設置した場合の建物躯体への影響や維持管理コスト等を考慮した結果、小中学生両方が使える屋根付き可動床式プールを地上に一つ設置することにしました。

また、プール使用時、屋内運動使用時の耐荷重については、他の学校事例と同等の仕様で計画しております。運用上のルールを徹底することにより、さらに安全に運用できるものと考えています。ただし、施設設備については、経年劣化等により故障や修繕が避けられないものですので、その際は、他の学校施設同様、迅速に対応してまいります。

4 学校施設の建設について（影響・対策）

【学校教育活動】

Q 4-1 工事期間中、運動スペースが不足するのではないですか。

A

敷地内で建て替えを行うに当たり、工事期間中も小中学校の校庭の一部、中学校の体育館や武道場等を使用できるよう検討し、工事に支障のない範囲で活動スペースをできるだけ多く残すことを優先事項として基本設計を作成しました。具体的には、第2回学校・地域説明会資料の3ページ目（赤斜線部分）を併せてご覧ください。

Q 4-2 工事期間中、体育や運動部の部活動はどのように行うのですか。

A

工事期間中、児童生徒の活動を確保するための措置として、次のとおり予定しています。

体育の授業については、基本的に学校敷地内で行い、小中学校ともに、校庭の一部の他に、戸田東中学校の体育館や武道場でローテーションを組んで授業を行うことを考えています。活動場所は制限されますが、運動内容を工夫し、運動量を十分に確保できるよう体育の授業を実施していきます。また、雨天時は、これまでどおり、室内でできる活動したり、保健の授業等に振り替えたりするなど工夫して行っていきたいと考えます。

運動部の部活動のうち、体育館で活動できる部活動については、戸田東中学校の体育館で活動できるようローテーションを工夫することを考えています。また、体育館で活動できない日については、近隣の学校や東部福祉センターといった公共施設を使用する予定です。

校庭で活動する部活動については、一部校庭の他、近隣の学校の校庭を使用することや、他の中学校の同一部活動と合同練習を行うことなども考えられます。その他、新田球場、惣右衛門サッカー場、中町テニスコート等の公共施設を使用する予定です（詳細は下表参照）。なお、移動については、徒歩や自転車を想定しております。これまでも土日や長期休業日等に試合や合同練習の際に自転車での移動を行っていますが、自転車での移動回数が増えることから、今年度すでに試行的に校外の公共施設で活動し、課題の有無等について確認しており、ヘルメットの貸与等、安全面の確保についても検討を進めています。その上で、活動場所が遠方の部活動については、平成30年度の工事期間前にバスでの移動を一定期間試行的に実施し、よりよい移動方法の検討も進める予定です。

いずれにしても、工事により活動場所が制限される場合には、児童生徒の心身の発達への影響を含めた様々な面に配慮してまいります。

	部活名	活動場所		移動手段
		平日	土日	
1	サッカー（男）	喜沢小グラウンド 惣右衛門サッカー場 ※4～10月	他校との練習試合等	自転車

	部活名	活動場所	移動手段	移動手段
		平日	土日	
2	野球（男）	戸田東小グラウンド 新田球場等※4～10月	新田球場等 他校との練習試合等	自転車
3	陸上（男女）	戸田第一小グラウンド	戸田市スポーツセンター	徒 歩
4	バスケット（男）	戸田東小グラウンド 体育館(戸田東中)	体育館（戸田東中）	徒 歩
5	バスケット（女）	東部福祉センター	体育館（戸田東中）	
6	バドミントン（男）	喜沢小体育館 体育館(戸田東中)	体育館（戸田東中）	自転車
7	バドミントン（女）	東部福祉センター 戸田東小グラウンド	体育館（戸田東中）	
8	卓球（男）	戸田東小グラウンド 喜沢小体育館 体育館（戸田東中） 東部福祉センター	体育館（戸田東中）	自転車
9	バレーボール（女）	体育館（戸田東中） 東部福祉センター	体育館（戸田東中）	徒 歩
10	ソフトテニス（女） H33年度のみ	新校舎の中のコート 中町テニスコート	新校舎の中のコート	徒 歩

Q 4 - 3 工事期間中、運動会などの学校行事にはどのような影響がありますか。

A

使用可能な校庭の活動スペースに応じて学校行事の内容を工夫する他、他校の校庭やスポーツセンターなど、他の場所で実施することも考えられます。なお、体育館で行う学校行事については、戸田東中学校の体育館を使用して行うよう考えています。

Q 4 - 4 現在の部活動がなくなることはありますか。

A

工事の影響による、現在の部活動の休・廃部は想定していません。工事により練習場所が不足する場合は、近隣の学校や公共施設を借用することも検討しているところです。

Q 4 - 5 工事期間中の児童生徒の登下校の安全対策について、どのように考えていますか。

A

児童生徒が安全に登下校できるよう、最大限配慮したいと考えます。小・中学生の通学は、工事の工程に応じて地区別に最適な通学路を想定し、安全確保として早めに敷地内へ誘導することを考えています。

その他、交通誘導員を配置することや、教職員が立哨指導を行うことを考えています。また、PTAの皆様にも何らかのご協力をお願いさせていただくこともあるかもしれませんが、その場合は事前にお知らせさせていただきたいと考えます。

【工事】

Q 4 - 6 工事期間中の児童生徒への安全対策についてどのように考えていますか。

A

施工業者に、児童生徒に対して十分な安全対策をとるよう指示した上で、工事の進捗に合わせて、児童生徒が生活する場と工事エリアを十分に隔離し、両者が双方のエリアに立ち入れないように対策をとります。なお、登下校の時間帯には大型車両の搬入出がないよう考慮するとともに、児童生徒が工事エリアに立ち入らないよう、交通誘導員を配置するなどして、最大限の安全対策を図ってまいります。

Q 4 - 7 工事を行う曜日や時間帯はいつですか。

A

施工業者が決定していないため詳細は決まっていますが、現段階では、工事は児童生徒の登下校の時間帯をできるだけ避け、原則、平日及び土曜日、9時頃から17時頃まで行い、日曜日は休工の見込みです。また、工事内容によって工事時間帯が一部変更となることもあります。変更により近隣にお住まいの方へ影響が見込まれる場合は、事前にお知らせをさせていただきます。

Q 4 - 8 工事期間中の騒音・振動、粉塵への対策はどのようになりますか。

A

工事時の騒音等への対策については、施工業者に十分に指示し、対応してまいります。具体的には、防音パネル等の設置、低騒音型重機の採用、振動騒音計の設置、解体作業中の散水等、可能な限り配慮をして工事を進める予定です。

Q 4 - 9 工事により停電や通信の障害などが起きた場合は、どこに連絡したらよいですか。

A

工事期間中は、学校内に現場事務所が設置され、工事責任者が常駐します。万が一トラブルが起きた際の連絡先については、現場事務所もしくは市のどちらかにお知らせください。

Q 4 - 10 学校の南側の道路は狭く一方通行で車がスピードを出すため危ないです。工事車両の出入りは配慮されますか。

A

工事車両は、学校の北側からの出入りを考えていますが、工事内容により南側から出入りしなければならない時期もあると想定されます。いずれの出入口も必ず交通誘導員を配置し、通学路の安全確保に万全を期してまいります。

Q 4 - 1 1 校舎の配置や階数が既存校舎と変わりますが、近隣にはどのような影響がありますか。

A

既存校舎より階数が高くなりますが、建築基準法による高さ制限や日影規制に基づいた計画を行っております。また、戸田市都市景観条例に基づき、周辺景観に配慮してまいります。

【学校施設開放】

Q 4 - 1 2 学校施設開放団体への影響はどのくらいありますか。

A

小学校のプールなど、平成 30 年度から順次、学校施設の解体が始まります。校庭や体育館の利用時期については、詳細な工事予定等が分かり次第、関係者へお知らせいたしますが、学校施設開放団体が校庭や体育館を使用できない状況が多く発生することが予想されます。

5 児童数の増加への対応について

Q 5 - 1 戸田東小学校の教室不足により、戸田東小学校の高学年児童が戸田東中学校で学習・生活することになると聞きました。

A

戸田東小学校区の児童数の急増により、戸田東小学校の教室が不足することになります。平成 30 年度から平成 32 年度の間、戸田東中学校の空き教室を使用し、中学校の校舎で学習・生活することになります。戸田東中学校の校舎を使う学年は、小学校 5・6 年生の高学年児童を予定しています。平成 29 年度に戸田東中学校の教室の改修工事を行うとともに、児童生徒が安全に小・中学校間を移動できるよう、敷地内に連絡通路を整備する予定です。

Q 5 - 2 戸田東小学校の高学年児童が中学校校舎で学習・生活することについて、何か問題は生じないのですか。

A

戸田東小学校の高学年児童が中学校校舎で学習・生活することの問題として、音楽室や理科室などの小学校の特別教室に移動する際に時間がかかることが考えられます。そこで、できるだけ中学校校舎で授業ができるよう、中学校の使用していない特別教室を小学生用の特別教室に改修し、利用することを検討しています。

Q 5 - 3 戸田東中学校の生徒には、何か影響は生じないのですか。

A

高学年児童と中学生が生活する校舎は分かれているので、影響がないと考えています。一方、中学生にとっては、小学生が身近で生活していることで、小学生の手本になろうとする意識が高まり、生徒の規範意識の向上や思いやりの気持ちが育まれるなどの効果も期待されます。

Q 5 - 4 戸田東中学校で学習・生活する児童の給食はどのようになりますか。

A

児童数の増加に伴い、戸田東小学校の単独調理場では賄えなくなる食数になるため、戸田東中学校で学習・生活する児童については、新曽小学校、喜沢小学校、戸田南小学校と同じ小学生用の給食を給食センターから提供することになります。

Q 5 - 5 戸田東小学校の高学年児童が戸田東中学校で生活する期間、集団登校はどのように行うのですか。

A

児童の負担を考慮し、高学年児童は中学校の門から中学校校舎に入ることを想定しています。分かれた低中学年児童は、そのまま小学校校舎に入ることになります。

Q 5 - 6 小学生を受け入れることで戸田東中学校の教室が不足することはないのですか。

A

現在の推計では、建設工事期間中、戸田東小学校の教室不足が最大になるのは平成 3 2 年度の 8 教室ですが、戸田東中学校では、平成 3 2 年度は 9 教室の余裕があるため、戸田東中学校の教室が不足することはないと考えています。

Q 5 - 7 小学校の児童数が増加して教室が足りなくなるとのことですが、戸田東小学校ではどれくらい教室が不足するのですか。

A

戸田東小学校は、平成 3 3 年度に 3 7 学級となり、これにより 1 1 教室不足することが想定されます。

6 学校選択制について**Q 6 - 1 小中一貫校となった際に、学校選択制はどのように行いますか。**

A

現行どおり、市内の全ての中学校から選択できるよう進めていく予定です。通学区域は維持し、通学区域内の生徒は優先して受け入れます。通学区域外からの希望者については定員の上限を生徒数及び教室数に鑑み、教育委員会と学校で受入可能人数を協議するため、学校により定員数が変わる場合もありますが、もし定員を上回る応募があった場合は、従来通り抽選により決定してまいります。

Q 6 - 2 中学校入学児童の学校選択制について、申込状況により、後日希望を変更することはできますか。

A

可能です。ただし、変更することができるのは、通学区域外を希望した方のみになります。受入予定数については9月に発表し、希望校の申込受付後、10月に申込状況をお知らせいたします。受入予定数と申込状況から御判断いただき、進学先の希望を変更したい場合は、通学区域外を希望した方のみ10月下旬から11月上旬までの期間内で変更することができます。それ以降の変更については受け付けておりませんが、次年度の学級数を早々に決定する必要があるため、御理解いただきますようお願いいたします。

Q 6 - 3 学校選択制実施について、早めに保護者に知らせていただきたいと思います。また、建て替えを理由に学校選択制の申請を希望する場合は、配慮されますか。

A

学校選択制実施について、日程や手続きの詳細につきましては、例年通り夏頃案内冊子を配布し、お知らせいたします。学校選択制を実施する時点で、教室の空き状況等を基に受入人数を決定するため、定員上限まで受け入れられない学校もあります。そのため、抽選になる学校があります。その場合、建て替えを理由に学校選択制の申請をした方についても抽選となり、優先的な取り扱いはいたしません。

7 その他

Q 7-1 工事に関する工期や設計内容、小中一貫教育の検討状況について、今後、周知されますか。

A

改築工事については、これから設計業務において設計内容を決定していくこととなります。工期を含め、設計については、今年度中におおよその内容が分かる見込みですので、今後も説明会及びホームページなどで、随時お知らせする予定です。

Q 7-2 学区の見直しについてはどのように考えていますか。

A

戸田東小学校の児童数の急増が見込まれることに伴い、まず初めに学区の見直しを検討しました。しかし、戸田東小学校の一部学区を変更しても教室不足が解消されないことや、受入先の学校で教室不足となってしまうことなど、調整が困難であったため、学区の見直しにより対応することは厳しいという判断となりました。

Q 7-3 平成 27 年度に戸田東小学校でプールや校舎等を改修したのはなぜですか。

A

天井や吊り設備機器の交換等の非構造部材（建築物の骨格となる構造材料以外の材料）の耐震対策を行いました。耐震対策が十分でない場合、児童生徒の命に危険を及ぼす恐れがあったため、安全性確保の観点から改修を行う必要があります。また、迅速に実施しました。また、プールについては設備が老朽化し不具合によって急に使用ができなくなる危険性があるため、併せて改修を行いました。

Q 7-4 学校完成後、ナイター設備の設置などの予定はないですか。

A

現段階ではナイター照明の設置の予定はありません。設置が必要な事情がある場合は、市全体で慎重に検討していくことになります。

Q 7-5 工事期間中、災害が発生したときの避難活動について、どのように考えていますか。

A

児童生徒の安全については従来通り最大限の配慮を行います。また、学校は避難所でもあることから、災害時の避難者についても安全に最大限配慮して取り組んでまいります。

① 児童・生徒の避難について

建設工事中に継続使用する旧校舎については、現時点ですでに耐震工事が完了しておりますので、地震の際の避難については、現在の避難計画に従って、校舎内での避難行動は今までと同様に行います。また、屋外に避難する際は、建設工事を行っている場所に面している昇降口からの避難は避け、建設現場からの落下物の危険性がない場所に避難いたします。その他の災害についても、地震同様、避難計画に従って避難いたします。

工程によって屋外の避難場所は変わってきますが、基本的には小学校は敷地の東側、中学校は東側の校庭か工程によっては、小学校の校庭へ避難いたします。

なお、平成 30 年度から戸田東小学校の高学年の児童が戸田東中学校の校舎を使用いたします。その際には、戸田東中学校の避難計画に従って避難行動を行うよう、避難経路等も含めて、現在、学校が検討しております。

② 避難所について

市民の避難については、工程により一部施設が使用できなくなりますが、戸田東中学校体育館、戸田東中学校武道場、戸田東小学校体育館のうち、各工程で使用可能な施設を避難所として使用しつつ、状況に応じて校舎なども併用していく予定です。なお、工事期間中、戸田東中学校体育館もしくは戸田東小学校体育館のどちらかは必ず使用することができるよう、工程をずらして工事を行います。

新校舎の建設予定地にある戸田東小学校の防災備蓄倉庫については、工事期間中に撤去し、倉庫内の物品は戸田東中の備蓄倉庫内に移動する予定です。

さらに、今回の建て替えに併せ、学校敷地内にマンホールトイレ、ソーラー外灯、非常発電、シャワーなどを新たに設置することも予定しています。

なお、市民は今までと同様に近隣の東部福祉センターをはじめ戸田東小・中学校以外の市で定める避難所も利用していただくことが可能になっています。

Q 7-6 近隣に住んでいますが、グラウンドの砂ぼこりについて防風林などの検討は。

A

グラウンドは砂ぼこりが立ちにくいダスト舗装とする予定です。周囲の状況に注意し、可能な限り対策を実施していきたいと考えます。学校の周囲に植栽の設置も予定している他、比重の大きい砂を敷くことも検討しています。

Q 7-7 学校完成後の屋上利用の安全対策について。

A

屋上には、児童生徒が活動できるよう視察事例を参考として十分な高さのフェンスを設けるなど、安全性を確保したいと考えます。

Q 7-8 今後の説明会開催の予定について。

A

これまで、保護者や町会、学校開放運営委員会の代表者へは、①平成 28 年 8 月～9 月、②平成 29 年 2 月、③平成 29 年 7 月に、計 11 回説明会を実施しました。また、直接工事に影響する近隣にお住いの方を対象とした説明会は、平成 29 年 3 月に開催しました。

平成 30 年 9 月議会を経て施工業者が決定する見込みであり、設計案を基に施工業者と調整し、最終的な工事計画が決定します。基本設計から大きく変わることはありませんが、今後、実施設計を行い、平成 29 年度内に詳細が決定した段階及び施工業者が決定した段階で開催を考えています。開催する際には、あらためてお知らせいたします。

※本 Q & A につきましては、今後も随時、内容を更新してまいります。

中学校選択制による入学希望校申込状況について

平成29年11月1日締切

学 校 名	A 通学区域内で 希望した児童数(人)	B 通学区域外から 希望した児童数(人)	C 通学区域外児童 受入定員数(人)	合計希望数(人) A + B
戸田中学校	245	47	20	292
戸田東中学校	125	13	35	138
美笹中学校	81	1	35	82
喜沢中学校	146	15	35	161
新曾中学校	308	15	20	323
笹目中学校	178	44	35	222
戸田中学校 (特別支援学級)	5	0		5
美笹中学校 (特別支援学級)	2	0		2
喜沢中学校 (特別支援学級)	1	0		1
笹目中学校 (特別支援学級)	2	3		5
合 計	1,093	138		1,231

ロビー企画展の開催について

- 1 展示名称 「よみがえるプラネタリウム」
- 2 開催趣旨

こどもの国は、昭和46年度から昭和50年度の戸田のあるべき姿を示した「戸田市総合振興計画第1次基本計画」その一つに「戸田市こどもの国」が位置付けられ、昭和48年にオープンしました。

現在は、こども青少年部により管理されていますが、設立当初は、社会福祉部福祉施設課が所管し、児童福祉法第40条に規定されている「児童厚生施設」として建てられました。その後、こどもの国は教育委員会の所管となったこともありました。

今回の展示では、こどもの国の歴史とプラネタリウム投影機を紹介します。
- 3 開催期間 平成30年1月20日（土）～3月25日（日）【59日間】
【会期中休館日】1月22日（月）・29日（月）・31日（水）
2月26日（月）・28日（水）
3月12日（月）
- 4 展示会場 戸田市立郷土博物館3階
- 5 主催：戸田市立郷土博物館
- 6 展示資料 こどもの国から収集したプラネタリウム投影機
こどもの国に関する記録等
- 7 入場料 無料
- 8 警備体制 開館時：展示監視員1名の配置、警備員による定期巡回
閉館時：警備員2名が通年にわたり常駐
- 9 資料組立 プラネタリウム投影機は、特殊なもので解体時には今後も投影が可

能なようにとの配慮から、将来も投影ができるような解体が行われた。

組立についても専門の業者による必要がある。

10 広報活動 ・「広報戸田市」（1月1日号）

11 予算措置

平成29年度 一般会計

[款]10：教育費 [項]04：社会教育費 [目]07：郷土博物館費

[大事業]02：郷土博物館運営費

[中事業]03：展示及び教育普及事業

[節]11：需用費 [細節]04：印刷製本費

予算額 2,369千円

[節]13：委託料 [細々節]02：企画展ディスプレイ及びパネル等製作

予算額 3,932千円

支出決定額（昔のくらし展分）1,597,860円

当該予算額 2,334千円

12 展示企画 戸田市立郷土博物館学芸員 細井薫子

13 助言・指導 彩湖自然学習センター 當麻景一